

平成30年度前期分授業料免除申請説明会の概要

【日時】平成30年1月18日（木）～24日（水） 18：15～19：00

配付資料

- ・平成30年度山口大学授業料免除申請のしおり

(1) はじめに

- ・今回の申請より、前期分申請時に前期分と後期分の申請を一括で申請することができるようになった。このことを今後「前後期一括申請」と呼ぶ。
- ・ただし、前後期一括申請をしたとしても、後期分の申請期間（7月30日から8月21日）に必要な手続がある。後期分の申請期間に何もしなかった場合は、仮に前期に全額免除だったとしても、後期分の申請は辞退したものとして取り扱うことになる。
- ・本しおりの表紙に、授業料免除の年間スケジュールを記載している。平成30年度の授業料免除は、このスケジュールで行う。
- ・本学から何か連絡をする場合は、山口大学公式メールアドレス宛にメールを送る。普段、山口大学公式メールアドレスを使っていない場合は、携帯電話に転送設定をするなどして、届いたメールを確認できる状態にしておくこと。

(2) しくみ

- ・「学力」と「家計」の両方の基準を満たしている者が授業料免除となる。従って、いくら経済的に厳しくても、学力の基準を満たしていない場合は「不許可」となる。
- ・学力の基準については、しおりの1頁の「1 申請対象者」の「学業優秀と認められる学生について」で確認すること。学力の基準は、学年・学部・学科ごとに異なるため、この説明会の場では説明を省略する。

(3) 申請期間

- ・【前期分】平成30年2月1日（木）～2月16日（金）
- ・ただし、土日および祝日は受付をやっていない。
- ・受付時間は9：00～17：00まで（時間厳守）。17時を過ぎたら受付をすることはできない。17時を過ぎた後に、「明日から部活の合宿があるので、今日受け取ってください。」とか「明日からインターンシップがあるので、今日受け取ってください。」といった相談が過去あったが、どんな理由があっても、17時を過ぎたら書類を受け取ることはできない。

(4) 申請方法

- ・やることは大きく分けて、「インターネットで必要事項を入力すること」と「必要な書類を窓口へ提出すること」の2つ。
- ・インターネットでは、「授業料免除申請システム」というシステムを使って、家族の情報（例えば、勤め先、年収など）を入力する。

- ・しおりの1頁の「3 申請方法」にも記載されているとおり、授業料免除申請システムの操作マニュアルがあるので、それを参照しながら入力すること。
- ・必ず4月1日時点の情報を入力すること。例えば、今現在、中学3年の兄弟姉妹がいる場合、4月1日時点では高校1年のため、学校名を入力するときは、高校名を入力すること。ただし、進路が未定の場合は、学校名を入力する必要はない。進路が確定次第、どこに進学することになったかを報告すること。
- ・授業料免除申請システムは、山口大学内に設置されているパソコンからのみアクセスできる。アパートや実家のパソコン、スマートフォンからではアクセスすることはできない。
- ・授業料免除申請システムにアクセスできるのは、申請期間中のみ。従って、前期分は2月1日～16日の17時までアクセスできる。
- ・提出方法は、「持参」のみとする。郵送による提出は認めていない。仮に、郵送で書類を提出したとしても、受理することはできない。また、代理申請も受理することはできない。例えば、自分は旅行に行くから、書類を友達に預けて提出してもらおう、というのは認めていない。

(5) 申請者全員が提出する書類（2頁）

※必要書類の後に「(写)」と記載されているものについては、コピーでも構わない。それ以外については、原本を提出すること。

①授業料免除願

- ・授業料免除願は、山口大学の授業料免除のHPで様式をダウンロードできる。検索サイトで「山口大学（スペース）授業料免除」で検索すれば、1番目に山口大学の授業料免除のHPが出てくる。そこからダウンロードできる。
- ・必ず平成30年度の様式で作成すること。平成29年度から様式が大幅に変更されているため、過去の様式を使い回さないこと。

②本人調書

- ・インターネットで必要事項を入力した後に、「本人調書」という書類をプリントアウトすること。
- ・窓口に書類を持ってくるときに、本人調書が無い状態に来る者がたくさんいる。必ず本人調書はプリントアウトすること。
- ・前後期一括申請をすると、前期用の本人調書と後期用の本人調書を同時に作成することができる。今回は前期分の申請のため、前期用の本人調書を提出すること。前期用の本人調書には右上隅に「4月1日現在」と記載されている。

③（同一生計家族全員分の）所得・課税証明書

- ・しおりの2頁にも記載されているとおり、所得・課税証明書には、①所得の種類と金額、②住民税課税額の2点が記載されている。役場によって証明書の名称が異なるが、要は①所得の種類と金額、②住民税課税額の2点が記載されていれば、証明書の名称は「所得・課税証明書」である必要はない。
- ・所得・課税証明書は役場で発行してもらえる。
- ・発行年度が「平成29年度（平成28年分）」以外の場合は受理することはできない。また、「原本」を提出するようになっているため、コピーやFAXの場合も受理することはできない。
- ・「同一生計」とは、同じ家に住んでいなくても、生活費、学費、医療費などの日常生活費について、同じ財布で生活している状態のことをいう。同じ家に住んでいたとしても、社会人として独立し、生活費が別であれば同一生計ではない。
- ・地元が遠方の場合、保護者に所得・課税証明書を取り寄せてもらうことになると思うが、地元から山口への郵送期間も考慮して、2月16日までに間に合うように、余裕をもって準備を進めること。
- ・しおりにも記載されているが、「同一生計家族全員分の所得・課税証明書」を提出する必要がある。所得の有無は関係ない。同一生計家族全員分の所得・課税証明書が揃っていない場合は、申請を受理することはできない。

(6) 所得に関する書類（3～4頁）

- ・ここに記載されているものは全て必要というわけではない。「対象者」の欄をよく見て、該当するものだけを提出すること。
- ・「様式あり」と記載されているものについては、山口大学授業料免除のHPに指定の様式がある。しおりの11頁以降に記入例を付けているので、参照のうえ、書類を作成すること。
- ・平成29年分の確定申告は2月16日から始まるため、2月16日までに確定申告書を提出するのは不可能だと思われる。従って、平成29年分の確定申告書については、表紙にも記載されているが、3月30日（金）までに別途提出すること。
- ・しおりを見ても該当するものが分からない場合は、共通教育棟1階事務室の8番窓口まで直接質問に来るか、または、メールで質問すること。質問に来る場合は、疑問点を明確にしたうえで来ること。「全体的によく分からない」といった場合は、漠然としていて対応することが非常に難しいため。

(7) 特別控除に関する書類（5頁）

- ・ここに記載されているものも全て必要というわけではない。該当するものがあれば提出すること。提出した場合は、世帯収入から決められた額を控除する。
- ・兄弟姉妹が国立の学校に在学している場合は、「在学証明書及び授業料免除状況証明書」という山口大学が作成した独自の様式にて、兄弟姉妹が在学

している学校の事務に証明書を作成してもらうこと。この様式は、山口大学授業料免除のHPからダウンロードできる。

- ・兄弟姉妹が公立または私立の学校に在学している場合は、各学校の様式で作成された「在学証明書」を提出すること。

- ・国立、公立、私立に関係なく、証明書は平成30年4月1日以降に発行されたものを提出すること。平成30年4月1日時点で確実に在学していることを確認するため。3月31日以前の日付で発行されたものを提出した場合は、再提出の必要がある。

- ・「原本」を提出するようになっているため、コピーやFAXの場合は受理することはできない。

- ・表紙にも記載されているが、在学証明書は4月18日（水）までに提出すること。

- ・ここに記載されている書類は、本学が指定する期日までに提出する必要がある。期日を過ぎてから書類を持って来た場合、受理することはできないが、申請自体が無効になるわけではない。

(8) その他の書類（6頁）

- ・独立生計の者は、「生活状況申告書」を提出する必要があるが、今回から、「日本人学生用」と「留学生用」で様式が分かれている。特に、留学生は様式が大幅に変更されているため、注意すること。記入例がしおりの20頁と21頁にあるので参照すること。

(9) 前後期一括申請者が後期分申請時に提出する書類（7～8頁）

- ・ここでは、前期分申請時に前後期一括申請をした者が、後期分申請時に提出する書類について記載されている。従って、ここに記載されている書類は、後期分の申請期間である7月30日から8月21日に提出することになる。詳細は、7月中旬に開催する後期分の説明会で説明する。

(10) 不足書類がある場合について（9頁）

- ・申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するようメールで依頼をするので、連絡があった場合は、速やかに対応すること。

- ・メールは山口大学公式メールアドレス宛に送る。

- ・提出期限を過ぎた場合は、保護者宛に督促文書を送付する。

- ・督促文書に記載されている提出期限までに提出がない場合は、申請は無効となる。

(11) 申請結果の決定時期と授業料納付について（9頁）

- ・申請結果は、前期分は平成30年6月中旬、後期分は平成30年12月中旬に山口大学公式メールアドレス宛に通知する。
- ・申請結果が通知されるまでは、授業料の納入は猶予されるので、授業料を納入しないこと。一度納入した授業料は返還できないので、申請結果が通知される前に授業料を納入した場合は、授業料免除申請については辞退することになる。